

令和7年度年代別消費者トラブル等防止のためのSNS情報発信業務委託に係る
企画提案協議募集要項

1. 競技に付する事項

(1) 業務名

令和7年度年代別消費者トラブル等防止のための SNS 情報発信業務

(2) 目的

上記業務の事業効果を最大限に高めるため、受託者が有する高い業務遂行能力、企画力、デザイン力等の専門性を活用することを目的として、公募型プロポーザルを実施する。

(3) 業務内容

別添1「令和7年度年代別消費者トラブル等防止のための SNS 情報発信業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5) 限度額

1件あたり5,285,500円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2. 参加資格

提案競技に参加可能な者は、以下の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者。
- (3) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (4) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること（インターネット接続環境があることを前提とする。）。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (6) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 企画提案協議への参加申込について

(1) 提出物について

企画提案協議への参加を希望する者は、次に定める①及び②の必要書類をEメールにて提出すること。なお、必ず電話にて受信確認を行うこと。

また、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、紙媒体にて③～⑧に定める入札参加資格申請時の必要書類を併せて1部ずつ提出すること。

(提出物)

- ① 企画提案競技参加申込書（様式1） Word ファイル又はPDF ファイル
- ② 誓約書（様式2） Word ファイル又はPDF ファイル
- ③ 営業概要書、貸借対照表、損益計算書 ※直前1期分
- ④ 都道府県税納税証明書（写しは不可）※発行後3ヶ月以内のもの
- ⑤ 国税納税証明書（その3の3）（写しは不可）※発行後3ヶ月以内のもの
- ⑥ 取扱商品等調書
- ⑦ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写しは不可）※発行後3ヶ月以内のもの
- ⑧ 定款

(提出先等)

〒870-0037

大分県大分市東春日町1-1

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

E-mail: oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

電話: 097-534-2038

(2) 提出期限

令和7年4月30日（金）17:00まで

4. 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、すべて「質問書」（様式3）にて行うものとし、Eメールで提出すること。なお、必ず電話にて受信確認を行うこと。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

- ① 提出期限: 令和7年5月7日（木）17:00まで
- ② 提出先: 3（1）の提出先と同じ

(3) 回答

質問書が到達した翌日から起算して、2営業日（土日祝日除く）以内に、大分県ホームページに回答を掲載する。ただし、質問者の提案内容に関する質問については、質問者のみに回答する。

5. 企画提案書の提出について

(1) 企画提案書等作成上の条件

企画提案書等の作成、提出等に要する経費については、参加者の負担とする。

(2) 企画提案書（企画の作成方法等）

様式は任意とするが、以下(ア)～(キ)の項目について、実際の事業をイメージできるよう画像や図表等も用いて提案すること。

(ア) 全体の広告費

広告実施媒体に支払う広告費（管理運用費を除く）の総額を示すこと。

(イ) テーマに応じた広告の企画案の提示

別添1「令和7年度年代別消費者トラブル等防止のためのSNS情報発信業務委託仕様書」4（1）① 静止画広告の内容及び②動画広告（または静止画広告）のテーマであるア～カのうちから2案を選択し、静止画広告と動画広告（または静止画広告）のイメージ（絵コンテ等）を作成すること。

(ウ) 閲覧情報の整理・分析

・ 広告期間中のレポート（閲覧情報を集計・分析し、改善点や評価等を盛り込んだもの）のイメージを示すこと。

(エ) デジタルプロモーションの実績

・ 過去の類似業務の実績を示すこと。

(オ) 事業スケジュール及び事業実施体制

・ 県との打ち合わせ、ターゲティング、広告制作・校正、広告出稿、分析・助言、出稿内容調整、結果・改善等の報告やアフターフォローという事業スケジュールが分かるようにすること。
・ 事業実施体制をわかりやすく示すこと。

(カ) 追加提案

委託金額の上限の範囲内で、本事業の効果を高める企画があれば、追加提案すること。

(キ) 概算経費

本事業に必要な経費の見積書を添付すること。（見積書において、消費税については、小数点以下切り捨てとすること。）

(3) 企画提案書の提出先及び提出期限

- ① 提出期限：令和7年5月14日（水）17：00 必着
- ② 提出先：3（1）の提出先と同じ 郵送又は持参
- ③ 提出部数：5部（紙媒体にて）

(4) その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式4）を提出すること。

6. 審査について

(1) 審査について

企画提案書等の審査は、別途定める審査会に諮り、最優秀提案1件を選定する。

なお、提案競技参加者が多数の場合、大分県消費生活・男女共同参画プラザ所長は予備審査を行う

ことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者にメールで通知し、本審査の日程を併せて通知する。

(2) 審査基準

審査については、別添2「令和7年度年代別消費者トラブル等防止のためのSNS情報発信業務企画提案協議審査基準」に基づいて行う。

(3) 実施方法

審査会は、プレゼンテーション形式で行う。

① 日時：令和7年5月22日（木）13：30～

場所：大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）2階 小会議室1

② 時間配分

プレゼンテーション15分以内、委員から質疑10分程度を予定

(4) その他注意事項

① 補完資料について

説明にあたっての補完的な資料の提出は認めない。ただし、プレゼンテーションにおいて、その内容を画面共有するものはこの限りではない。

② 質疑応答時の注意事項

委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

(5) 審査結果について

審査結果は、令和7年5月27日（火）を目処に審査会に関係する全ての企画提案者に対してメールにより通知する。

(6) 委託候補者について

最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

7. その他

(1) 委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。なお、初回の打ち合わせは県と日程調整の上、早期（5月下旬頃）に行うこと。

(2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。

(4) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

(5) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。

(6) 本事業に関連して、国や県、市町村の補助事業や委託事業の採択等を受けている（受ける予

定)である場合、必ず事前に申し出ること。(申請中のものも含む。)
(7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

8. 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒870-0037 大分県大分市東春日町1-1

大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)

E-mail : oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

電 話 : 097-534-2038